

ケース C-663/18

刑事訴訟

にとって

B S
及び
C A

エクサン・プロヴァンス裁判所(フランス・エクサン・プロヴァンス控訴裁判所)からの
予備判決の請求

2020年11月19日の裁判所(第4審)判決

(予備的裁定のための参考資料 - 物品の自由な移動 - フラックス(亜麻)とヘンプ(大麻)の分野における市場の共通の組織 - 例外 - 公衆衛生の保護 - 専らヘンプの工業化及び販売を繊維及び種子のみに限定する国内法 - カンナビジオール(CBD))

1. 農業 - 市場の共通組織 - フラックス及びヘンプ - 直接支援制度 - 規則第 1308/2013 号及び第 1307/2013 号 - 範囲 - 農産物 - 定義 - 条約の附属書 I に記載されている製品 - 調和システムの命名法の第 57.01 項(現在は第 53.02 項)に該当する製品 - カンナビス・サティバ植物全体から抽出されたカンナビジオール(CBD) - 含まれません。

(欧州議会・理事会規則第 1307/2013 号第 4 条(1)項(d)及び第 1308/2013 号第 4 条 4(1)(d)、及び第 1308/2013 号、第 1(1)条。1(1))

(第 46 段落、第 52 段落、第 56 段落から第 58 段落まで、第 96 段落、運用部分参照)

2. 物品の自由な移動 - 条約の規定 - 範囲 - すべての加盟国における輸入および販売のための提供の禁止の対象となる違法回路における麻薬 - 含まれない - 薬物の概念 - カンナビス・サティバ植物から抽出されたカンナビジオール(CBD)の全体 - 現状の科学的知見における向精神作用又は有害な作用はない - 含まれない - CBD の販売を制限する国内法への物品の自由な移動に関する条約の規定の適用

(理事会枠組み決定 2004/757, 第 1 条(1)(a)及び(b); シェンゲン協定実施条約、第 71 条(1)71(1))

(段落 61~65、67~78 参照)

3. 物品の自由な移動 - 量的制限 - 同等の効果を有する措置 - 他の加盟国で合法的に生産されたカンナビス・サティバ植物全体から抽出されたカンナビジオール(CBD)の販売を禁止する国内法 - 許容されない - 制限 - 正当化 - 公衆衛生の保護 - 許容されるか否か - 条件 - 追求された目的の達成 - 比例原則の遵守

(第 34 条、第 36 条 TFEU)

(運用部分第 82 項から 85 項、第 93 項から 96 項まで参照)

履歴

加盟国は、カンナビス・サティバの繊維と種子のみからではなく、その植物全体から抽出されたカンナビジオール (CBD) の場合、他の加盟国で合法的に生産されたカンナビジオール (CBD) の販売を禁止することはできない。

但し、その禁止は、公衆衛生を保護するという目的の達成を確保するために適切であり、かつ、その目的を達成するために必要な範囲を超えない場合はこの限りではない。

B S 及び C A は、その目的は、カンナビジオール ('CBD') オイル電子タバコ、ヘンプ (またはカンナビス・サティバ) とカンナビノイドファミリーの一部に存在する分子のマーケティングと販売であった会社の元取締役である。手元のケースでは、CBD は合法的に成長し、植物の全体を使用して、葉と花が含まれているヘンプ植物からチェコ共和国で生産された。その後、フランスに輸入され、電子タバコのカートリッジに包装された。

フランスの法律 (1) では、ヘンプの繊維と種子のみを商業利用することができるかとされているため、B S 及び C A に対して刑事訴訟が提起された。マルセイユ刑事裁判所 (Tribunal correctionnel de Marseille、フランス、マルセイユ) から 18 ヶ月と 15 ヶ月の執行猶予付き禁固刑と 1 万ユーロの罰金を言い渡された彼らは、エクサン・プロヴァンス裁判所 (Court d'appel d'Aix-en-Provence、フランス、エクサン・プロヴァンス) に控訴した。同裁判所は、繊維と種子のみからではなく、カンナビス・サティバ植物全体から抽出された CBD の場合、他の加盟国で合法的に生産された CBD の販売を禁止しているフランスの法律の EU 法への適合性を疑問視している。

裁判所の調査結果

裁判所は、EU 法、特に物品の自由な移動に関する規定は、本案で問題となっているような国内法を妨げるものであると判断する。

第一段階として、裁判所は、問題となっている状況に適用される法律を決定する。

この点では、共通農業政策に関する規則は省かれている。(2) 二次法は、条約の附属書 I に記載されている「農産物」にのみ適用される。カンナビス・サティバの植物から抽出された CBD は、例えば生の大麻草とは異なり、農産物とはみなされない。そのため、CBD はこれらの規制の範囲には含まれない。

一方、裁判所は、本訴訟で問題となっている CBD を「麻薬」とみなすことはできないため、欧州連合 (EU) 内での商品の自由な移動に関する規定 (第 34 条および第 36 条) が適用されるとしている。このような結論に到達するにあたり、裁判所は、まず、麻薬を販売する者が移動の自由に頼ることはできないことを想起する。次に、裁判所は、EU 法 (3) では、「薬物」または「麻薬」という用語を定義するために、特に向精神物質条約 (4) と麻薬に関する単一条約という 2 つの国連条約を参照していると指摘している (5)。しかし、CBD は前者の条約には記載されておらず、後者の条約を文字通り解釈すれば、CBD が薬物に分類される可能性があることは事実であるが、大麻抽出物である以上、そのような解釈は、条約の一般的な精神と「人類の健康と福祉」を保護するという目的に反することになる。裁判所は、現在の科学的知識の状況を考慮する必要があるが、別の大麻のカンナビノイドであるテトラヒドロカンナビノール (一般的に THC と呼ばれる) とは異なり、問題の CBD は向精神作用や健康に有害な影響を与えるものではないと指摘している。

第二段階として、裁判所は、商品の自由な移動に関する規定が、問題となっているような立法を妨げるものであると判断している。CBD の販売禁止は、TFEU 第 34 条で禁止されている輸入品の量的制限と同等の効果を持つ措置である。しかし、裁判所は、フランス共和国が唱えた公衆衛生の保護という目的のように、第 36 条に規定されている公共の利益の根拠の一つに基づいて、その目的を達成するために適切であり、かつ、その目的を達成するために必要な範囲を超えないことを条件に、そのような立法を正当化できると指摘している。後者の評価は国内裁判所が行うべきものであるが、裁判所はこの点で 2 つの洞察を提供している。第一に、販売禁止は、問題となっている CBD と同じ性質を持ち、CBD の代替品として使用できる合成 CBD には影響を与えないと考えられることである。そのような状況が証明された場合、フランスの法律は、一貫した合成的な方法で公

衆衛生を保護するという目的を達成するためには適切ではないことを示すものとなる。第二に、裁判所は、フランス共和国が CBD の危険な性質が特定の麻薬と同じであることを証明する必要はないことを認めている。しかし、裁判所は、主張されている公衆衛生に対する実際の危険性が、純粹に仮説に基づいているように見えないことを確認するために、利用可能な科学的データを評価しなければならない。他の加盟国で合法的に製造・販売されている製品の取引に最も制限的な障害となる CBD の販売禁止の決定は、そのリスクが十分に確立されていると思われる場合にのみ採用することができる。

(1)大麻に関する公衆衛生法第 5132-86 条を施行する 1990 年 8 月 22 日の命令(1990 年 10 月 4 日付 JORF、p.12041)、公衆販売のために大麻製品を提供する事業所(コーヒーショップ)に適用される法制度に関する法務省の回覧で解釈されたもの(2018/F/0069/FD2)。

(2) 2013 年 12 月 17 日の欧州議会・理事会規則(EU)第 1307/2013 号は、共通農業政策の枠組みの中で支援制度の下で農家への直接支払いに関する規則を定め、理事会規則(EC)第 637/2008 号および理事会規則(EC)第 73/2009 号を廃止した(OJ 2013 L 347, p. 608)。2013 年 12 月 17 日の欧州議会・理事会規則(EU)第 1308/2013 号、農産物市場の共通組織を定め、理事会規則(EEC)第 922/72 号、(EEC)第 234/79 号、(EC)第 1037/2001 号、(EC)第 1234/2007 号を廃止した(OJ 2013 L 347, p. 671)。

(3) 2004 年 10 月 25 日の理事会枠組み決定 2004/757/JHA の第 1 条(1)項(a)は、特に、違法薬物取引の分野における犯罪行為及び刑罰の構成要素に関する最低限の規定が定められている(OJ 2004 L 335, p.8)。

(4)1971 年 2 月 21 日にウィーンで締結された「向精神薬物質に関する国際連合条約」(国連条約シリーズ第 1019 巻第 14956 号)。

(5)1961 年 3 月 30 日にニューヨークで締結され、1972 年の議定書によって改正された「麻薬に関する国際連合単一条約」(国連条約シリーズ、第 520 巻、第 7515 号)。